



市営住宅入居者募集案内 (令和 8 年 8 月随時募集)

長門市では、次のとおり、市営住宅の入居者募集を行います。

市営住宅は、公営住宅法や長門市営住宅条例等により入居資格が定められています。

募集案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認のうえ、お申し込みください。

申込受付期間

令和 8 年 8 月 17 日 (月) から 令和 8 年 10 月 9 日 (金) まで

(土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

申込手続き

次の 3 点を提出してください。

① 市営住宅入居申込書 ② 住民票 ③所得課税証明書

※申込書に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※申込者の状況によって上記以外に必要な書類の提出を求める場合があります。

募集を行う住宅

資料内の募集住宅一覧表、間取り図をご参照ください。

住宅の設備等の詳細については、お問合せください。

なお、長門市公式 HP では、募集する住宅の内部写真等の情報を公開しています。右記 QR コードよりアクセスしてください。

募集案内ページ



物件写真ページ



申込書提出・問い合わせ先

本 庁	建築住宅課 住宅班	0837-23-1186
三 隅 支 所		0837-43-0277
日 置 支 所		0837-37-2168
油 谷 支 所		0837-32-1114

募集を行う住宅

団地名	棟・部屋	所在地	建設年	間取り	家賃（円）	単身入居
上川西	A 棟 301 号	西深川 上川西 2 区	S48	3DK	5,300～10,400	○
上川西	B 棟 302 号	西深川 上川西 2 区	S51	3DK	6,700～13,100	○
上川西	F 棟 103 号	西深川 上川西 2 区	H5	3DK	18,800～36,900	×
下中小野	201 号	三隅中 下中小野	H7	3DK	18,500～36,300	×
下中小野	203 号	三隅中 下中小野	H7	3DK	18,500～36,300	×
向山	A 棟 202 号	三隅中 向山	H8	3DK	16,500～32,400	×
向山	B 棟 201 号	三隅中 向山	H8	3DK	16,500～32,400	×
殿村新開	A 棟 101 号	三隅下 殿村新開	H11	3DK	17,000～33,400	×
殿村新開	A 棟 205 号	三隅下 殿村新開	H11	3DK	17,000～33,400	×
殿村新開	B 棟 107 号	三隅下 殿村新開	H12	3DK	17,000～33,500	×
殿村新開	C 棟 107 号	三隅下 殿村新開	H13	3DK	17,100～33,600	×
殿村新開	C 棟 205 号	三隅下 殿村新開	H13	3DK	17,100～33,600	×
殿村新開	C 棟 206 号	三隅下 殿村新開	H13	3DK	17,100～33,600	×
亀山	C 棟 202 号	日置上 亀山	H11	3DK	15,600～30,700	×
蔵小田	16 号	油谷蔵小田 蔵小田	S54	3DK	10,900～21,400	×
河原浦	503 号	油谷河原 河原浦	S59	3DK	14,700～28,800	×

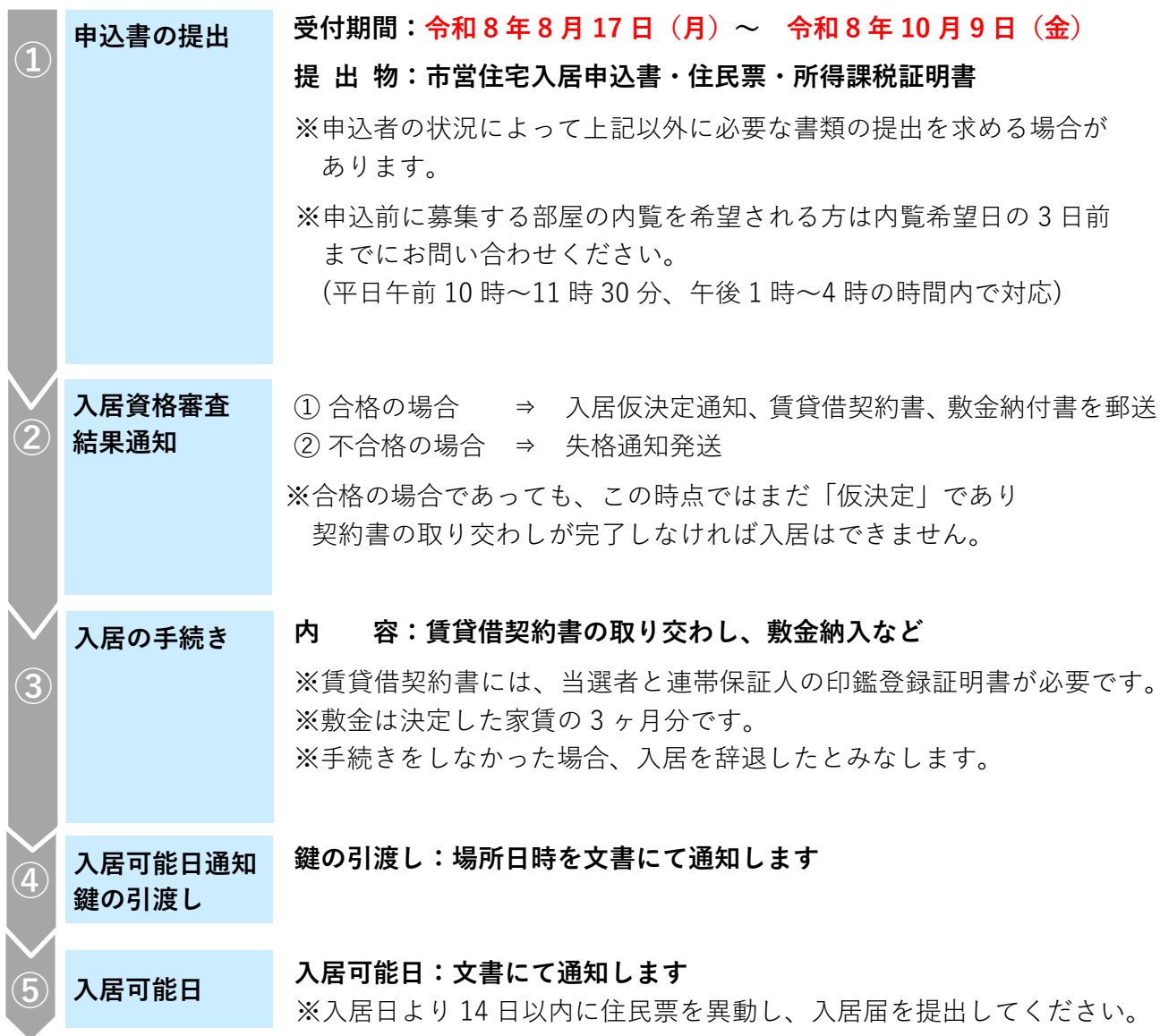
市営住宅における暴力団排除の取組みについて

長門市では、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保のため、申込者、同居又は同居しようとする親族（以下「申込者等」という）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居者資格として条例に規定し、入居決定をしないこととしました。

このため、市営住宅の入居申込みをされる方には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただくとともに、市においては、入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するかどうかについて警察に照会することとしました。

趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

1. 申込みから入居までの流れ



2. 入居者資格等について

市営住宅の申込には、次の条件を全て満たしている必要があります。

① 同居又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む）がある人

- ・婚姻予定の場合は、申込締切日から3ヶ月以内に婚姻して入居できることが条件です。
- ・外国人については、住民登録を行っている人に限ります。

※床面積が55㎡以下の住宅については①の条件を満たさなくても申込み出来ます。

※1 ページ目「募集を行う住宅」の単身入居欄に○がある住宅は1人での申込みが可能です

② 住宅に困っておられる人

- ・持家がある方は原則として申込みができません。
- ・現在、長門市内の県営住宅・市営住宅に入居している方は原則として申込みができません。

③ 法で定める収入基準に該当する人

- ・入居しようとする人全員の総所得金額から別表の金額を控除した額を12で除した額が158,000円以下であること。（裁量世帯は214,000円以下）
- ・ただし、改良住宅（上川西A～D棟）については、上記により算出した額が114,000円以下であること。（裁量世帯は139,000円以下）

④ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員でないこと

⑤ 市税等の滞納がないこと（入居しようとする人全員）

⑥ 連帯保証人を選任すること（原則1名）

連帯保証人に選任できるのは、次の5つの条件を満たしている人です。

1. 親族以外の方が連帯保証人になる場合には、市内に住所を有する者であること。
2. 独立の生計を営む者であること。
3. 条例第6条第2号ウに規定する金額（158,000円）以上の所得を有する者であること。
4. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に入居していない者であること。
5. 市税等滞納者でないこと。

⑦ 単身入居の場合には身元引受人（1名）を選任すること

- ・単身で入居する人、または入居後単身となられた場合には、身元引受人を選任し届け出てください。
- ・身元引受人の資格は、⑥の連帯保証人の資格と同様です。
- ・身元引受人は、⑥の連帯保証人と兼ねることができます。

別 表

〈 控除の種類と金額 〉

同居親族控除 扶養親族控除	1 人につき 380,000 円
寡婦（夫）控除	1 人につき 270,000 円（27 万未満の場合は当該所得額）
老人扶養親族控除	70 歳以上の者 1 人につき 100,000 円
特定扶養控除	16 歳以上 23 歳未満の者(配偶者以外)1 人につき 250,000 円
障害者控除	1 人につき 270,000 円
特別障害者控除	1 人につき 400,000 円
ひとり親控除	1 人につき 350,000 円

〈 裁量世帯 〉

高齢者世帯	入居しようとする人が次のいずれかに該当する場合 ・入居申込者が 60 歳以上（単身者の場合） ・入居申込者が 60 歳以上で、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上 又は 18 歳未満である場合
障害者等世帯	入居しようとする人の中に次のいずれかに該当する人がいる場合 ・ 身体障害者(1 級から 4 級) ・ 精神障害者(1 級から 3 級) ・ 知的障害者(精神障害に相当する程度) ・ 戦傷病者 ・ 原子爆弾被爆者 ・ 引揚者 ・ ハンセン病療養所入所者等
子育て世帯	中学校就学前児童がいる世帯

年齢等は、申込日時点のものです。

3. 入居者資格審査について

◆ 入居者資格審査

申込された方は、下記書類により入居資格審査を行います。

〈入居者資格審査に必要な書類〉

	書類の名称	対象者
全員提出	住民票	入居者及び同居しようとする親族全員分 (続柄記載で世帯全員の証明のあるもの)
	所得課税証明書	入居者及び同居しようとする親族全員分 ※直近のものを発行してください。
該当者のみ提出	退職証明書又は 雇用保険受給証明書	年の途中で就職(転職含む)、退職された方
	給与支払証明書 (給与明細等でも可)	
	家賃支払証・領収書又は 賃貸借契約書(写)	申込み理由を過大な家賃を負担しているとされた方
	婚約証明書 (式場予約証明書)	婚姻予定者(募集締切日から3ヶ月以内に婚姻される方)
	各種手帳(写)又は 各施設の証明書	身体・精神・知的障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者 引揚者、ハンセン病療養者
	単身入居資格認定申立書	単身入居申込者で、身体上又は精神上著しい障害があるため に常時の介護を必要とする方
	裁判所発行の通知書(写)	D V被害者を理由に単身入居を申込みされる方

注) 必要書類を提出されない場合は、申込書を受理できません。

4. 入居の手続きについて

◆ 入居について

入居資格審査で合格し、入居手続き※が終わり次第、入居することができます。
資格審査合格時点では入居「仮決定」状態ですので、連帯保証人の選定ができない等の理由により契約書が取り交わせない場合は、入居することができません。
※入居手続き＝賃貸借契約書の取り交わしや敷金の納付など

◆ その他

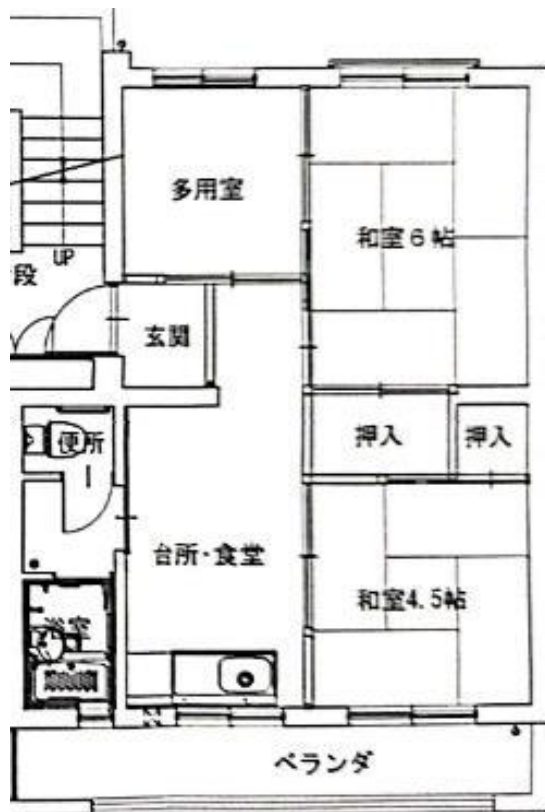
- ・申込書記載の方全員が同時入居する事が必要です。申込書に記載の無い方は入居できません。
- ・入居に際しては、連帯保証人（原則1名）と敷金（家賃3ヶ月分）が必要です。
- ・駐車場は1戸につき1台分です。2台以上使用する場合は、2台目以降の車は各自の責任の下で市営住宅敷地以外に適法な保管場所を確保して頂くことになります。

5. 入居後について（基本的事項）

- ・住宅使用料は、口座引落（月末）をご利用ください。
口座の登録方法については、入居手続き時にご案内します。
- ・住宅使用料が3月以上納入されない場合は、連帯保証人に連絡をとり、お支払いいただくこともあります。また、退去をお願いすることもあります。
- ・市営住宅の入居者に対しては、当該住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持するよう義務付けられています。（保管義務）
- ・毎年7月頃に、翌年度の家賃決定のために、住民票、所得課税証明等の提出をお願いしています。
- ・犬、猫等のペットを飼うこと（住宅に入れることを含む。）を禁止しています。
- ・住宅の入居者として、また地区住民として、関係行事には積極的な参加をお願いします。

今回募集を行う市営住宅（間取り）

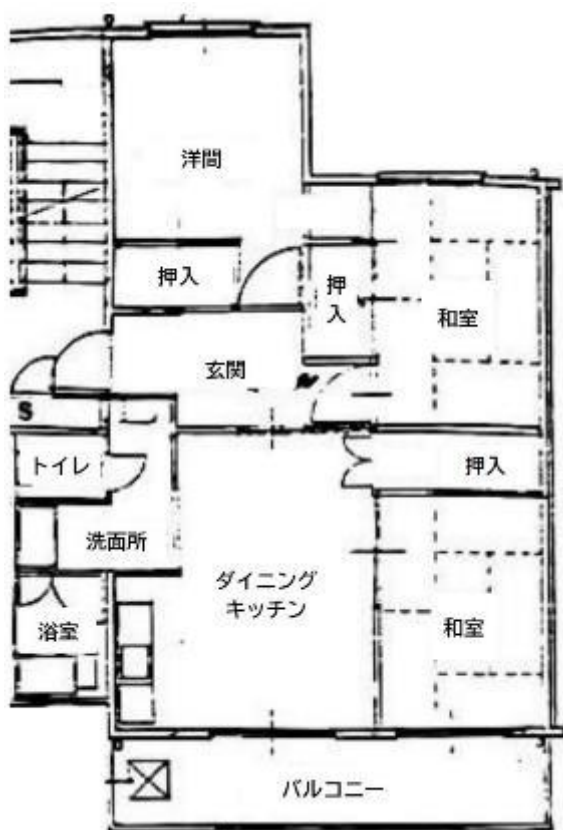
上川西市営住宅 A棟301号



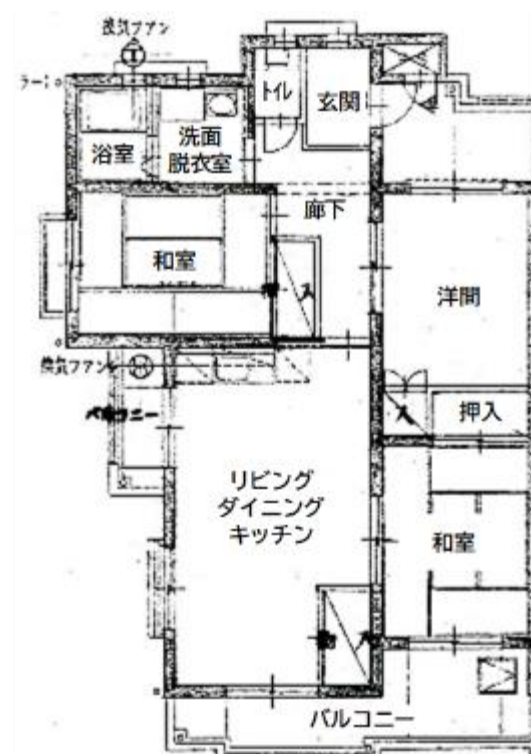
上川西市営住宅 B棟302号



上川西市営住宅 F棟103号



下中小野市営住宅 201号

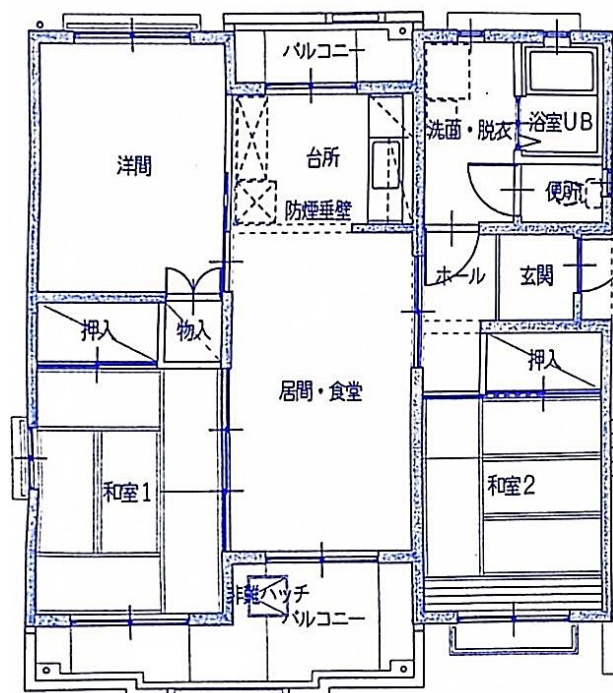


W

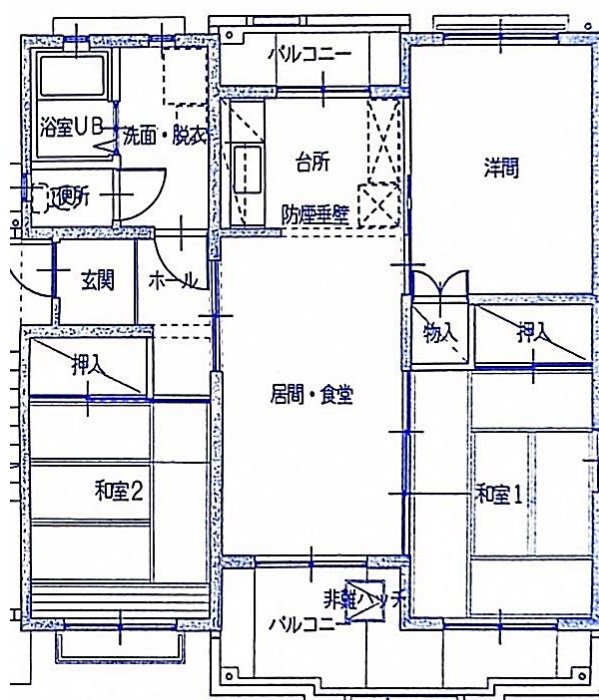
下中小野市営住宅 203号



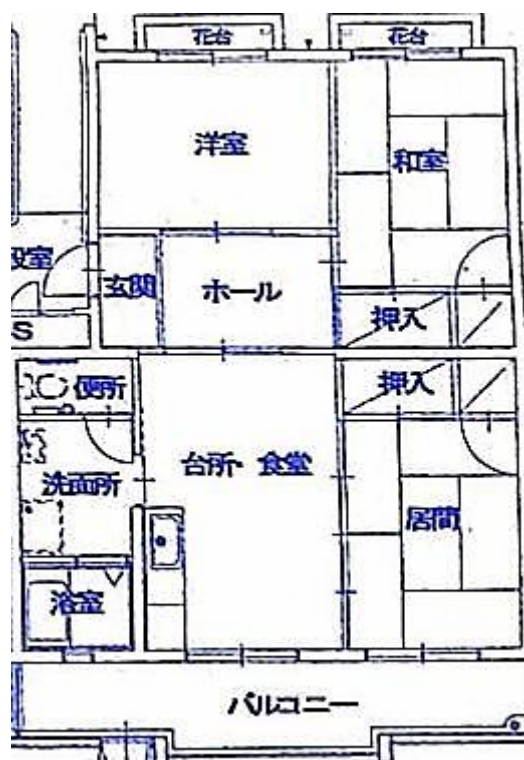
向山市営住宅 A棟202号



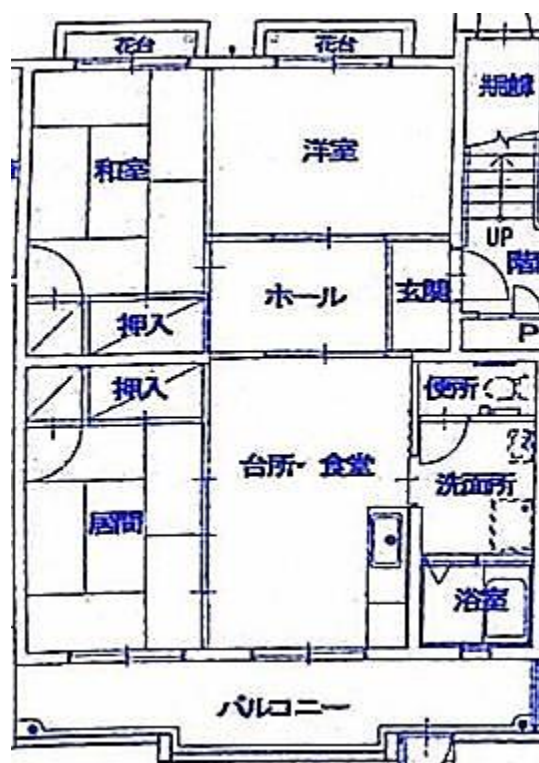
向山市営住宅 B棟201号



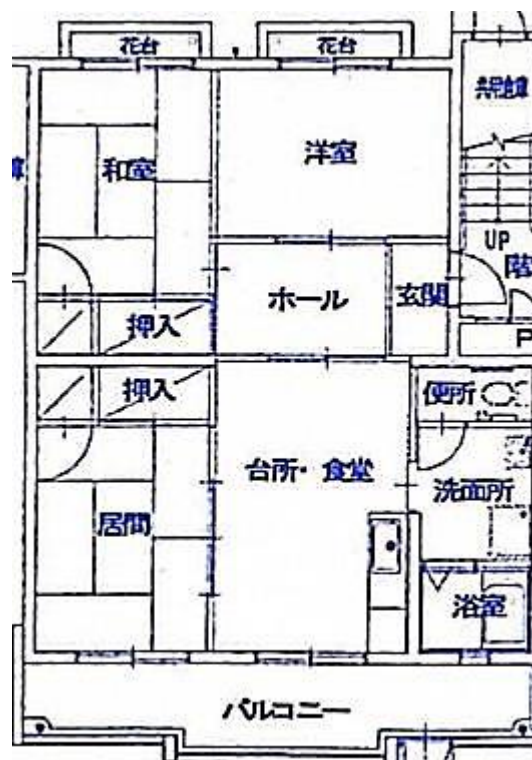
殿村新開市営住宅 A棟101号



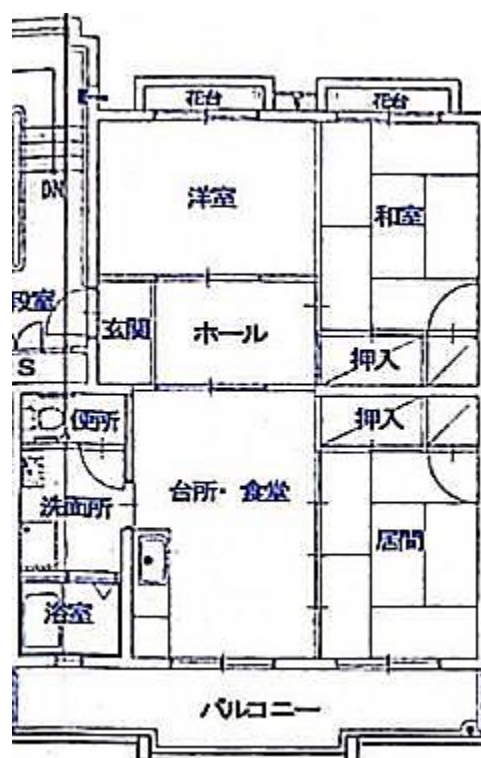
殿村新開市営住宅 B棟107号



殿村新開市営住宅 C棟107号



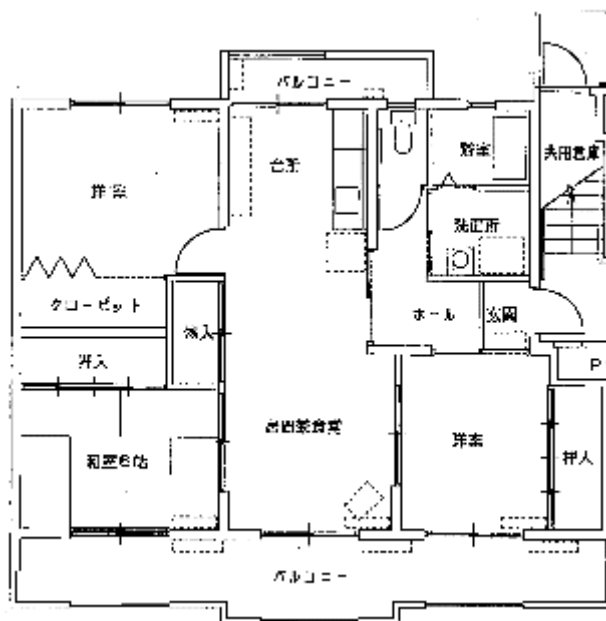
殿村新開市営住宅 C棟205号



殿村新開市営住宅 C棟206号



亀山市営住宅 C棟202号



蔵小田市営住宅 16号



河原浦市営住宅 503号

